

訪問介護 重要事項説明書

1 当事業所の概要

(1) 会社の概要

社名	エフリオ株式会社	所在地	東京都杉並区阿佐谷北 2-14-5
資本金	5,000,000円	代表者	代表取締役 大和田 昌裕
設立	平成27年6月	電話番号	03-5356-1266

(2) 事業所の概要

事業所名	エフリオケアステーション
所在地	東京都杉並区阿佐谷北 2-14-5 大坂やビル1階
連絡先	03-5356-6120
管理者名	長島 愛
サービス種類	訪問介護・予防訪問介護
介護保険指定番号	1371510114
サービス提供地域	杉並区 中野区(大和町、白鷺、若宮)

(3) 営業時間

平日	午前9:00 ~ 午後6:00
土曜日	午前9:00 ~ 午後6:00
定休日	日曜日・祝日・年末年始(12/30~1/3)

(4) 職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。	1名 (常勤兼務)
サービス提供責任者	事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。	1名以上 (常勤兼務)
訪問介護員等	指定訪問介護等の提供にあたります。	常勤換算2.5名以上 (常勤1名以上)

- 2 サービス提供の時間帯

平日	午前9:00 ~ 午後6:00
土曜日	午前9:00 ~ 午後6:00

※上記時間帯以外のご利用につきましてはご相談ください。

2 当事業所の連絡窓口 (相談・苦情・キャンセル連絡など)

TEL : 03-5356-6120

担当部署 : エフリオケアステーション

担当者 : 管理者 長島 愛

受付時間 : 午前9:00~午後6:00

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定された利用者に対し、訪問介護のサービスを提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問介護のサービスを提供します。訪問介護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問介護のサービス提供に努めます。

4 訪問介護のサービス内容

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 入浴、排泄、食事、清拭、体位交換、移動移乗介助等、及びこれらを行うために必要な準備、後片付けのサービス
② 生活援助	日常生活に支障が生じないように行われる調理、洗濯、掃除等を行います。利用者がひとり暮らし、または同居家族が障害・疾病ややむを得ない事情のため家事を行うことが困難な場合にのみ提供します。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5 連携について

事業者は、訪問介護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

6 利用料金及び支払方法

1. 訪問介護の利用に係わる、ご利用料金は、【重要事項説明書別紙利用料金表】のとおりです。
2. 事業者は、1ヶ月ごとに利用者負担金およびその他の費用を請求し、利用者は原則として会社の指定する期日に口座引き落としの方法により支払うものとします。

7 介護支援専門員との関係

1. 事業者は、介護支援専門員からの訪問介護の依頼を文書で受け、訪問介護のサービス提供を開始します。
2. 事業者は、「訪問介護計画書」および「訪問介護報告書」を介護支援専門員に提出し、密接な連携を図ります。

8 サービス提供の記録

1. 事業者は、訪問介護のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入し、サービス終了時に利用者およびその家族の確認を受けることとします。利用者およびその家族の希望があれば、控えを交付します。
2. 事業者は、利用者の訪問介護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も2年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿を、当該事業所の営業時間内に閲覧できます。
4. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については【重要事項説明書別紙料金表】に定める料金を、利用者またはその家族が支払います。

9 連絡先の確認

1. 事業者は訪問介護のサービスを提供するにあたり、利用者の連絡先および連絡相談の窓口となられる家族の方の連絡先を確認させていただきます。
2. 事業者は、訪問介護のサービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師および医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

10 受給資格の確認

サービス開始時および更新等の必要時、被保険者証の確認をさせていただきます。

1 1 事故発生時の対応

訪問介護のサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。当該事故の状況及び事故に際して採った処置については記録し、契約終了の日から2年間保存します。

1 2 緊急時の対応方法

当事業所における訪問介護のサービスの提供中に、利用者に容体の変化などがあった場合は、事前の打合わせによる、主治医・救急隊・利用者の家族・介護支援専門員など、関係各位へ連絡します。

1 3 虐待防止のための措置

事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ・委員会の定期的な開催、結果の周知
- ・指針の整備
- ・従業者に対する研修の実施
- ・担当者の選任

2 事業所は、虐待を受けている恐れがある場合には、速やかに区市町村へ報告します。

1 4 ハラスメントの防止措置

事業所は、適切な訪問介護のサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 5 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護のサービスの提供を継続的に実施するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・従業者への周知、研修及び訓練の定期的な実施
- ・定期的な業務継続計画の見直し及び変更

1 6 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- ・委員会の定期的な開催、及び結果の周知
- ・指針の整備
- ・従業者に対する研修及び訓練の実施

1 7 身体拘束

事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 8 サービス利用にあたっての留意事項

- ・利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、訪問介護のサービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問介護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・利用者に、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスのご利用をお断りする場合があります。
- ・サービス提供の際に使用する、水道光熱費、ティッシュ、タオルなどの日常生活費は利用者の負担となります。
- ・交通事情によりサービス時間が多少前後する場合があります。
- ・訪問介護のサービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合があります。
- ・お茶・お菓子などの心遣いをご遠慮下さい。

●公的機関による苦情相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口	
所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
電話番号	03-6238-0177
受付時間	午前9時より午後5時まで(平日)
杉並区役所 保健福祉部 介護保険課	
所在地	東京都杉並区阿佐谷南1-15-1
電話番号・FAX番号	03-3312-2111 FAX03-3312-2339
受付時間	午前9時より午後5時まで(平日)
中野区役所 地域ささえあい推進部 介護・高齢者支援課 介護事業者係	
所在地	東京都中野区中野四丁目8番1号
電話番号・FAX番号	03-3228-8878 FAX03-3228-8972
受付時間	午前8時30分より午後5時まで(平日)